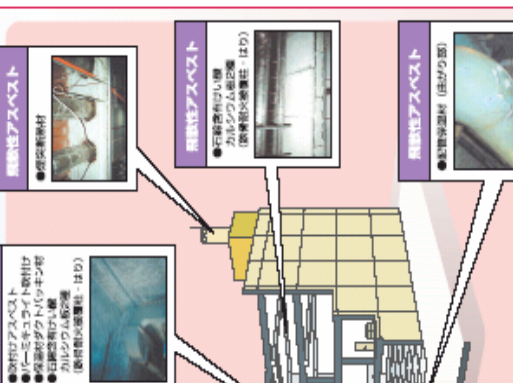
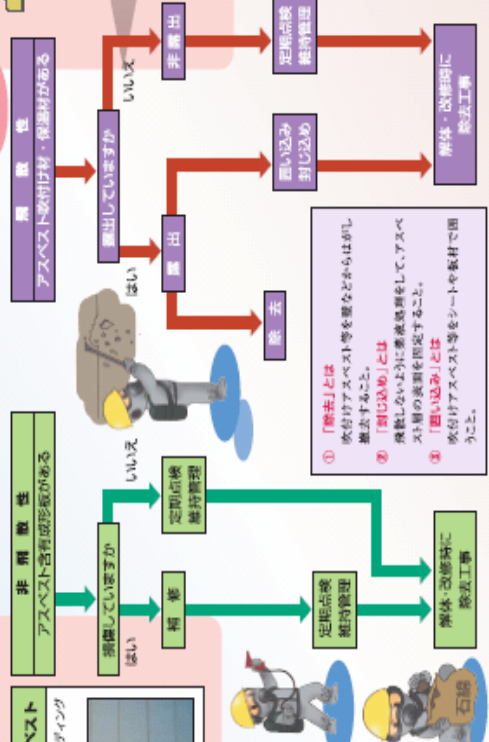
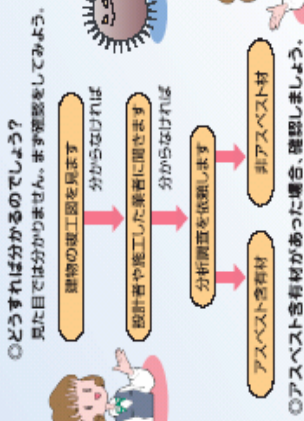
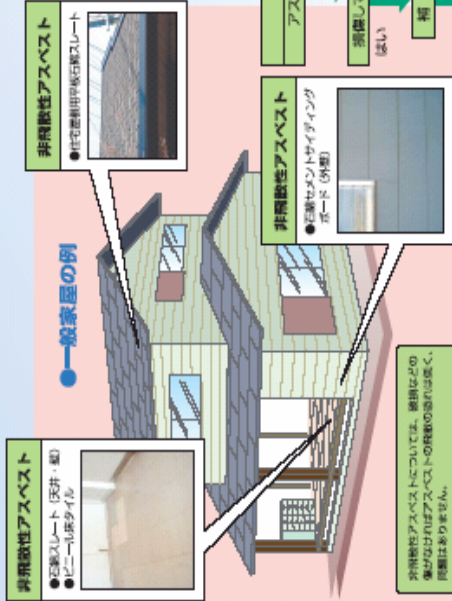


（アスベスト建材ってどんなところに使われているの）

建築物には防湿性の高い吹付けアスベストや、飛散性の低いアスベスト含有樹脂板などの建材がさまざまな形で使用されています。イラストにその主な使用例を示すとともに、どのように対応すればよいかをフローチャートで詳しくご説明いたします。



（アスベストとは）

アスベストは天然の結晶鉱物で、クワトライト（白石綿）、クロソライト（青石綿）、アモナイト（黒石綿）などがあります。耐熱性、耐酸性、機械的強度などに優れているため、建築材料や化粧用品、自動車部品など広範囲に使用され、身近に存在しています。

吹付けアスベストは建築物等の断熱材などに耐火断熱材として使用されています。代表的な用途としてロックウール（岩綿）が知られていますが、アスベストも混入して使用されている場合は、塵埃と混雑の恐れがあります。そのほかアスベストセメントなどを混入して固めた成形品（防水性、耐火性に優れているため、壁、床、天井、床材などに使用されています。これは、従来の成形品がアスベストの混入の恐れは低く混入量は少ないです。

（繊維への影響）

アスベスト繊維は目に見えるくらい微細で軽いため吸いやすくなり、吸入すると、アスベスト（結晶）が肺がん、中皮腫の原因になることが知られています。また、呼吸器に到達したアスベストは肺組織の多くは、作業現場などで発生したアスベストの繊維の量によるものです。

（吹付けアスベスト等の除去やアスベストを使用した建築物の解体工事では）

現在大気汚染防止法および東京環境保健条例では、一定規模以上の吹付けアスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事については、事前に届出が必要であり、作業計画を定める必要があります。

【解体工事に当たっては】
 作業半径80m以上の建築物の解体にあつては、建設クワイクラウド法で事前に届出るとともに、アスベスト飛散防止の措置をとることが必要です。
 詳細は建設第二担当課健康安全課にお問い合わせください。

（除去）

① 「除去」とは
 吹付けアスベスト等を覆なかららばがし、
 飛散しないように養生処理して、アスベストの表層を剥離すること。
 ② 「掘削・処分」とは
 吹付けアスベスト等をシートや巻材で囲うこと。

（解体・改修時に）

定期点検 維持管理
 解体・改修時に 除去工事

○アスベストの規制は

アスベストの使用規制はアスベスト作業従事者の健康を守る目的で「労働安全衛生法」などにより段階的に行われてきました。一方解体工事などに伴う環境中への飛散防止については「大気汚染防止法」や「都市の健康と安全を確保する環境に関する条例」(通称「環境確保条例」)で規制しています。表2では、過去の規制では、過去の規制に対する国民の関心の高まりから法規制の強化の必要性や、事業者の義務化のための整備を規定する動きがあります。

1959年	アスベスト輸入規制
昭和35 (1960)	じんばいじん規制(じんばいじん測定法)
昭和37 (1962)	WHO(世界保健機関)がアスベストの発がん性を指摘
昭和39 (1964)	アスベストの輸入規制(中国産35%)
昭和40 (1965)	アスベスト(含有率5%を超えるもの)の吹付け作業規制
平成元 (1988)	吹付け作業従事者の保護(作業時間短縮、作業環境改善によるアスベストの大量発生抑制)
平成6 (1994)	建設省(当時)がアスベスト(黒石綿、アモナイト)の吹付け作業規制の全面禁止
平成7 (1995)	建設省(当時)がアスベスト(白石綿)の吹付け作業規制(保護具着用等の条件付きで可能)
平成9 (1997)	大気汚染防止法を改正し、工場の屋上からの飛散防止
平成16 (2004)	クワイクラウド法(白石綿)を含む断熱材等の製造・輸入、使用等の禁止(製造者の取組義務などへの規制は認められていない)
平成17 (2005)	建築物の解体・改修工事におけるアスベストの飛散防止(保護具着用等の条件を厳格)
平成30 (2018)	全面禁止予定